

議会運営検討協議会

報 告 書

第7回

【報告事項】

◆ 市長の決算審査特別委員会への出席

平成25年9月30日

川崎市議会議会運営検討協議会

1 検討結果

当協議会では、本件について調査・検討を行ったところ、次のとおり、協議会としての結論に至った。

なお、この結論に対して、委員から慎重な立場の意見もあったことを付記する。

- (1) 現行の決算審査特別委員会に市長の出席を求めるのではなく、分科会方式の導入や総括質疑の実施など、決算審査のあり方の見直しを行うべきである。
- (2) 市長は、決算審査特別委員会の全体会（提案説明及び総括質疑の2日間）へ出席することとすべきである。

また、協議会では、決算審査に関する見直しのあり方について協議を行い、これを「決算審査に関する見直し（案）」として取りまとめたので、あわせて報告する。（詳細は、6ページから16ページの「決算審査に関する見直し（案）」参照）

2 議論の概要

(1) 決算審査の見直しの必要性

ア 現状

- ・ 現状の決算審査特別委員会は、議員選出の監査委員2名を除く議員をもって構成され、決算議案（一般・特別・企業会計）は、通常、9月議会に提出される。
- ・ 決算審査特別委員会は、本会議における代表質問終了後に設置され、通常、5日間（説明1日、審査4日）開催され、決算審査特別委員会での決算議案の説明の後、議案審査の前日までに、議案研究日を3日間設けている。
- ・ 決算議案は、本会議では、代表質問の対象とし、市長が概要を説明する。なお、決算審査特別委員会では、財政局長が初日に説明をしている。
- ・ 決算審査特別委員会の説明員は、通常、副市長、病院事業管理者、上下水道事業管理者、各局長、こども本部長及び会計管理者とし、監査委員は、全委員会に出席している。
- ・ それ以前は、企業会計の決算審査を9月議会において、一般・特別会計の決算審査を12月議会において、それぞれ決算審査特別委員会を設置して行っていたが、平成16年の9月議会から、一般会計・特別会計・企業会計を一本化して審査を行うこととした。
- ・ 上記の見直しは、平成15年4月から総合財政システムが導入され

決算審査書類の一部が電子化されたことに伴い、それまでの決算審査特別委員会で行われていた書類審査のあり方を見直すとともに、決算審査を来年度の予算に反映させることのできる時期に行うべきとの検討結果を反映して、決算審査を9月議会に一本化する見直しを図ったものである。

イ 検討内容

- ・ 市長は、予算執行の責任者であり、決算審査の内容の来年度予算への反映を行う観点からも、市長は決算審査特別委員会に出席すべきであると思うが、決算審査のこれまでの経緯の検証や、あり方などについて協議、確認した上で、市長の出席の是非について議論すべきである。
- ・ 現状における決算審査特別委員会の質疑では、決算審査とは異なる方向性の内容になっているものも見受けられ、決算審査といいつつも、必ずしも決算に関する質疑とはなっておらず、決算議案に関連した質疑として一般質問と同様の内容の質問が見受けられる。
- ・ また、現在の審査方法では、代表質問が行われた後に決算審査特別委員会が開催されているため、代表質問で決算議案の概要等について市長に質問をすることは可能であるが、来年度予算への反映など、決算審査特別委員会での審査を踏まえた上での質問を市長にすることができない。
- ・ このため、現在の決算審査のあり方を見直し、決算審査に当たっては、一般質問と差異を設け、決算議案を詳細に審査するために、決算審査特別委員会に分科会方式を導入して、決算審査に特化させた専門性のある審査方法に改めるべきと考える。
- ・ その上で、総括質疑を行い、来年度予算への反映などの質問のため、総括質疑に市長が出席する方式とすることが、決算審査の運営としてふさわしいと考える。

(2) 決算審査に関する見直しの具体的な検討

ア 全体の審査日程

- ・ 基本的な流れは現行どおり代表質問終了後、決算審査特別委員会を設置して、全体会での提案説明、分科会審査、全体会での総括質疑・採決の順で行う。

イ 分科会についての検討

- ・ 分科会の設置数、構成等については、他都市では2分科会又は3分科会とする例や、常任委員会の設置数と同様にする例が見られるが、本市で2や3の分科会を設置する場合は、1分科会あたりの委員数が20～30人程度と多くなり、現状の委員会室では物理的な収容能力が不足するため分科会の開催場所の確保に課題があることや、分科会の所管や委員構成をどのように設定するかなど、協議、解決すべき課題が多くある。

- 一方で、これまで本市議会では、常任委員会を主体として議会活動を行っており、これらのことを総合的に考慮すると、現行の常任委員会を基とした分科会構成とすることが、最も現実的な対応と考えられる。
- 以上のことから、分科会の設置数は、常任委員会と同数の5分科会とし、委員構成や所管等は常任委員会に準ずることとし、また、分科会委員には当該常任委員会委員を充て、分科会の正副会長には常任委員会正副委員長がそれぞれ就任することとすべきである。
- 分科会委員の差し替えについては、これを認めるべきとの考え方もあるが、関係理事者の出席、会派内での意見調整などにより対応できることから、行わないこととする。
- 分科会での審査は、実行計画に基づく基本政策ごとに各分科会で審査を行う方法などの考えもあるが、決算審査は各局所管の予算に対して行うものであるため、あくまで決算書に基づき審査を行うことが基本と考え、局別に行うべきである。
- 各分科会の開催日数については、日数を1日とした場合は、総務分科会のように所管する局数が多い分科会では審査日数が不足すると考えられるため、2日間は必要である。また、それぞれの分科会の所管事項を考慮して、分科会によって開催日数を増減させる考え方もあるが、より多くの審査時間を確保し決算審査を行う観点から、全分科会とも2日間の開催とすべきである。
- 各分科会の審査時間は、全審査日ともおおむね午前10時から午後3時までとし、理事者側の職員の出席が見込まれる時間帯をあらかじめ明示しておくために、午前10時から12時までと、午後1時から午後3時の時間帯に、審査の対象となる局を、事前に割り振ることとすべきである。
- 分科会の審査日程については、全分科会の同時開催や、1日1分科会の開催などさまざまな方法が考えられる。分科会の審査は局別に行うが、質疑によっては、一つの局の所管にとどまらず、的確な答弁のために関係理事者の出席が必要となることも想定される。
そのため、施策の関連性が強い局は異なる審査日程として、関係理事者の出席の調整が容易になるようにすべきである。また、議員傍聴への配慮も必要であるため、その点からも、異なる審査日程とすべきである。
- 一方では、審査の効率性に対しても配慮が必要であり、会期日数の長期間の延長は避けるべきである。以上の点を総合的に考慮すると、分科会の同時開催を一定程度行うべきと考えられ、具体的には、総務分科会は単独の開催とし、関係理事者の調整を考慮して、市民分科会とまちづくり分科会との同時開催、健康福祉分科会と環境分科会との同時開催とすべきである。
- 分科会における発言時間については、分科会の決算審査においては、

各局が所管する決算全体が審査対象であり、施策全体が質疑対象となることから、円滑な分科会の運営のために何らかの時間設定が必要となる。

現状の決算審査特別委員会では、答弁を含め1人当たり30分以内とされているが、より詳細な決算審査を行う観点から、1人当たり1日20分以内、2日間で1人当たり40分以内と発言時間を設定すべきである。また、時間の計測は議会局職員が行うこととする。

- ・ 分科会における発言通告については、分科会の決算審査においては、施策全体が質疑対象となるため、理事者側の答弁の事前準備に配慮する必要がある。また、関係理事者の出席の必要性を事前整理するためにも、事前の発言通告が必要である。これらのことから、分科会で発言をするに当たっては、発言通告制を導入することとし、発言通告書には、質疑の項目、及び所管局を通告することとすべきである。
- ・ 出席理事者の範囲は、常任委員会と同様に局長以下の職員とし、発言通告のない局は出席しないこととする。また、必要に応じて関係理事者として、所管局以外の職員の出席を求めることを可とする。
- ・ 区役所職員の出席は、区調整課を所管する市民・こども局を分担する市民分科会とし、市民・こども局の審査の際に、発言通告の内容に応じて出席する。なお、通告があった場合は、他の関係理事者と同様に、市民分科会以外の分科会においても出席できることとする。
- ・ 分科会での審査後に総括質疑をすることとなるため、議案一体の原則も考慮して、分科会での採決は行わないこととすべきである。

ウ 総括質疑についての検討

- ・ 総括質疑は、会派代表制とし、発言者は各会派1名ずつとする。また、従来の決算審査特別委員会では、全議員が全決算議案を対象として質疑を行うことができていたことを考慮して、無所属議員も総括質疑を行えることとすべきである。
- ・ 総括質疑の発言時間は、330分を総時間として、所属議員数に応じた比例配分を基本的な配分方法とすべきであるが、単純に比例配分すると1人あたり5.5分となるため、無所属議員の場合は発言時間が不足するおそれがあると思われる。

そのため、無所属議員については、1人10分以内を発言時間とし、会派の発言時間については、総時間330分から無所属議員の発言時間を除いた残時間を、各会派に比例配分することとすべきである。

- ・ 総括質疑における出席理事者の範囲は、決算議案という重要事項に関する質疑のため、通告のない局についても出席することとし、現状の決算審査特別委員会の出席理事者に市長を追加する。なお、各区長については発言通告があった場合のみ出席する。

エ その他の検討

- ・ 議員選出の監査委員については、決算審査特別委員会において監査委員として答弁する必要があることや、監査委員と決算の特別委員の

立場を区分して活動することは困難であること、公正かつ詳細な審査に疑義をもたれるおそれがあること等を考慮して、従前のとおり、決算審査特別委員会の構成からは除外すべきである。

- そのため、議員選出の監査委員が所属する会派は、常任委員会の正副委員長の人選に当たっては、議員選出の監査委員以外の者が就任するように配慮することなどを基本的な対応とするが、会派の事情により、そのような配慮ができない場合があり得ることを考慮して、常任委員会の委員長が議員選出の監査委員であるときは、分科会の会長は当該常任委員会の副委員長が会長となるなどの対応を行うこととすべきである。

(3) 決算審査の見直しに慎重な意見

- 議会運営委員会からの当協議会への検討依頼は「市長の決算審査特別委員会への出席について」であり、決算審査の見直しの議論・検討を行うことは、依頼の範囲を超えていると考える。
- 決算の質疑が一般質問と変わらないのではないかとの問題提起については同意するが、そもそも、これらの課題の原因は、現行の決算審査特別委員会の形式にあるのではなく、議員個人の意識によるものである。したがって、課題の解決に当たっては、現状の決算審査特別委員会における審査の形式を変えることにより対応するのではなく、個人個人の質疑の仕方を変えることにより改善を図るべきである。
- 決算審査に関する見直し（案）では、決算議案を細分化して、所管局ごとに審査を行う分科会方式を導入することとなるが、議会における決算審査は、スペシャリストである監査委員の審査と異なり、予算の執行状況が適正かどうかを確認するだけのものではなく、ゼネラリストとして、幅広い観点から審査を行うためのものであると考えるため、全会計を対象とした質疑が可能な現行の決算審査を継続すべきである。
- 分科会では発言通告を行うこととしているが、分科会形式では、通告した質問の関連で、通告以外に質問が及んだ場合などの対応、また、所属分科会以外の局へ質問が及ぶ場合などに柔軟な対応が困難で、横断的な質問が行えなくなる懸念がある。
- 市民分科会で区役所費を審査することとする見直しについては、他の分科会で各区の固有の課題などの質問がしづらくなり、各区から選出されている議員にとり、地域の課題に対する質問の制約につながることでないか心配。
- 現状の審査方法は、少数会派や無所属議員に対して会派所属議員と同様の環境で質疑が行えるように配慮されているとともに、全議員で決算議案の質問や意見を共有できる面があるが、分科会方式にすることで、これらの良い面が損なわれることになる。
- 予算執行の責任者である市長の決算審査特別委員会への出席に異論はないが、以上のことから、決算審査の見直しには反対であり、現行の決算審査特別委員会に市長の出席を求めるべきである。

3 決算審査の見直しについての具体的な内容

決算審査の見直しに関する詳細は、次のとおりである。

決算審査に関する見直し（案）

1 全体の審査日程

別紙、「決算議会会期日程（案）」参照

- (1) 決算議案を代表質問の対象とする。
- (2) 代表質問2日目に決算審査特別委員会を設置し、決算等議案を付託する。
- (3) 代表質問2日目の翌日に、決算審査特別委員会（全体会第1日）を開催し、正副委員長の互選の後、財政局長から決算等議案の説明を受け、分科会を設置する。
- (4) (3)の決算審査特別委員会（全体会第1日）の終了後、2日間議案研究日設ける。
- (5) (4)の議案研究日の1日目の午後1時に、分科会質疑の発言通告を設ける。
- (6) 常任委員会の構成に準じた分科会を開催し、局別に決算等議案の審査を行う。
- (7) 分科会審査終了後、4日間議案研究日設ける。
- (8) (7)の議案研究日の1日目の午後1時に、総括質疑の発言通告を設ける。
- (9) 決算審査特別委員会（全体会第2日）を開催し、分科会報告、総括質疑、採決を行う。

2 分科会関係

(1) 所管、構成等

常任委員会に準じる。会長及び副会長は、それぞれ常任委員会の正副委員長をもって充てる。

一般会計歳入歳出決算認定に関する議案は、所管局ごとに分科会で分担し、特別会計歳入歳出決算認定及び企業会計歳入歳出決算認定に関する議案は、所管する分科会の分担とする。

別紙、「分科会の議案の分担（案）」及び「決算議案の所管」参照

(2) 開催日数

次のとおり、1日1分科会開催又は2分科会同時開催とし、1分科会当たり2日、計6日間開催する。

1日目、4日目：総務分科会

2日目、5日目：市民分科会、まちづくり分科会

3日目、6日目：健康福祉分科会、環境分科会

(3) 局別審査の順番

ア 総務分科会

1日目 10時～12時(総務局)、13時～15時(教育委員会)

4日目 10時～12時(総合企画局)、13時～15時(財政局その他の局)

イ 市民分科会

2日目 10時～12時(市民・こども局)、13時～15時(経済労働局)

5日目 10時～12時(こども本部)、13時～15時(港湾局)

ウ 健康福祉分科会

3日目 10時～12時、13時～15時(健康福祉局)

6日目 10時～12時(消防局)、13時～15時(病院局)

エ まちづくり分科会

2日目 10時～12時、13時～15時(まちづくり局)

5日目 10時～12時、13時～15時(建設緑政局)

オ 環境分科会

3日目 10時～12時、13時～15時(環境局)

6日目 10時～12時(上下水道局)13時～15時(交通局)

(4) 開催場所

ア 総務分科会 601・602会議室

イ 市民分科会 601・602会議室

ウ 健康福祉分科会 601・602会議室

エ まちづくり分科会 502会議室

オ 環境委員会 502会議室

別紙、「分科会を開催する委員会室・分科会の局別審査の順番」参照

(5) 出席理事者

常任委員会に準じ、通常、局長以下の職員が出席する。

発言通告のない局は出席しない。

(6) 発言時間（努力目標時間）

ア 答弁を含めおおむね1人1日20分程度、2日間合計40分程度とする。

イ 時間計測は、議会局職員が行う。

(7) 区役所予算の審査

市民分科会の市民・こども局の審査の際に、区役所職員が出席する。

発言通告があった場合のみ、区長以下の職員が出席する。

(8) 質疑方法

一問一答による質疑方法とする。

(9) 発言順序

おおむねその会期の発言の会派順位によるが、審査の効率性を考慮して、理事者の交代が少なくなるよう、発言順序を変更することができる。

(10) 発言通告

質疑の項目、所管局を通告する。

(11) 分科会での採決

分科会では質疑のみ行い、採決は行わない。

3 総括質疑関係

(1) 開催日数

1日開催する。

(2) 出席理事者

市長、副市長、病院事業管理者、上下水道事業管理者、各局長、会計管理者、各区長、こども本部長、監査委員とする。

ただし、区長は、発言通告があった場合のみ出席する。

(3) 発言者

各会派1人ずつ、無所属議員

(4) 発言時間（努力目標時間）

発言時間は、総時間を答弁を含め330分とし、次のとおり各会派及び無所属議員に割り振る。

ア 会派

総括質疑の総時間330分から無所属議員の発言時間を除いた残時間を、各会派の所属議員数により比例配分する（答弁を含む。）。

イ 無所属議員

答弁を含めおおむね1人10分程度とする。

(5) 質疑方法

質疑及び答弁は、それぞれ一括して行う。

(6) 発言順序

その会期の発言の会派順位による。

無所属議員は全会派の質疑終了後に発言することとし、無所属議員が複数いる場合は、相互の話し合いにより順序を決める。

(7) 発言場所

質疑・答弁とも自席で行う。

(8) 発言通告

質疑の項目を通告する。

(9) 意見・要望の取扱い

質疑の際に、意見・要望をあわせて行う。

4 分科会報告関係

分科会報告は、口頭により主な質疑項目を報告する。

5 討論関係

総括質疑の際に、意見・要望をあわせて行うため、決算審査特別委員会では討論は行わない（必要があれば、会派の判断により、本会議で討論を行う。）。

6 採決関係

まず、全会一致の議案を一括して採決し、次に、それ以外の議案を、順次採決する（結論が同一の議案は一括して採決する。）。

一般会計決算議案は、議案一体の原則により、議案を分けずに採決する。

7 全体会第1日（決算内容の説明）関係

出席理事者は、市長、副市長、病院事業管理者、上下水道事業管理者、各局長、会計管理者、各区長、こども本部長、監査委員とする。

8 議員選出の監査委員の取扱い

(1) 決算審査特別委員会は、議員選出の監査委員2人を除く議員をもって構成する。

(2) 議員選出の監査委員が常任委員会の委員長又は副委員長に就任しているときの、分科会の会長又は副会長の選任に関する取扱い等は、別紙、「議員選出の監査委員の取扱い（案）」参照

9 その他、従来 of 取扱いを変更しない点

(1) 本会議では、市長から決算議案の概要の説明を受け、決算議案を代表質問の対象とすること。また、決算審査特別委員会への付託は議長から諮り、付託表は配布しないこと。

(2) 決算審査特別委員会の初日は、議長が口頭で招集すること。また、2日目以降の委員長名による開催通知文書は、省略すること。

(3) 正副委員長の互選は、議長の指名推選の方法によること。

(4) 決算審査特別委員会の質疑（分科会を含む。）において、常任委員会又は議会運営委員会で審査中の請願・陳情に触れる場合は、委員会の審査権を尊重するものとする。

(5) 全体会の開催場所は、議場とし、会議の開会、休憩、再開、閉会は、本会議と同様、電鈴で報ずること。

(6) 本会議における委員長報告は省略すること。

決算議会会期日程（案）

現 行				
	日	曜日	本会議	委員会等 摘 要
1	9/3	月	本 会 議 (第1日)	提案説明等
2	4	火		
3	5	水		(審査中の請願・陳情にかかわる質問の 通告締切日 午後3時) (第1回請願・陳情締切日 午後5時)
4	6	木		(議会運営 委員会) (代表質問発言通告締切日 午後1時)
5	7	金		
6	8	土		
7	9	日		
8	10	月		
9	11	火		
10	12	水	本 会 議 (第2日)	代表質問①
11	13	木	本 会 議 (第3日)	正副委員長 議 代表質問②等、 決算審査特別委員会設置、決算等議案付託
12	14	金		決 算 審 査 特 別 委 員 会 正副委員長互選、決算等議案説明
13	15	土		
14	16	日		
15	17	月	敬老の日	
16	18	火		(議案研究)
17	19	水		(議案研究) (決算審査特別委員会 発言通告締切日 午後1時)
18	20	木		(議案研究)
19	21	金		決 算 審 査 特 別 委 員 会 審査
20	22	土	秋分の日	
21	23	日		
22	24	月		決 算 審 査 特 別 委 員 会 審査
23	25	火		決 算 審 査 特 別 委 員 会 審査
24	26	水		決 算 審 査 特 別 委 員 会 審査、採決
25	27	木		委 員 会
26	28	金		委 員 会
27	29	土		
28	30	日		
29	10/1	月		(討論発言通告締切日 午後3時) (第2回請願・陳情締切日 午後5時)
30	2	火		議 会 運 営 委 員 会
31	3	水	本 会 議 (第4日)	正副委員長 議 委員長報告、討論、採決等

見 直 し 案				
	日	曜日	本会議	委員会等 摘 要
1	9/3	月	本 会 議 (第1日)	提案説明等
2	4	火		
3	5	水		(審査中の請願・陳情にかかわる質問の 通告締切日 午後3時) (第1回請願・陳情締切日 午後5時)
4	6	木		(議会運営 委員会) (代表質問発言通告締切日 午後1時)
5	7	金		
6	8	土		
7	9	日		
8	10	月		
9	11	火		
10	12	水	本 会 議 (第2日)	代表質問①
11	13	木	本 会 議 (第3日)	正副委員長 議 代表質問②等、 決算審査特別委員会設置、決算等議案付託
12	14	金		決 算 審 査 特 別 委 員 会 正副委員長互選、決算等議案説明、分科 会設置
13	15	土		
14	16	日		
15	17	月	敬老の日	
16	18	火		(議案研究) (決算審査特別委員会 分科会発言通告締切日 午後1時)
17	19	水		(議案研究)
18	20	木	決 算 審 査 特 別 委 員 会	分科会局別審査（総務分科会）
19	21	金	決 算 審 査 特 別 委 員 会	分科会局別審査（市民分科会、まちづく り分科会）
20	22	土	秋分の日	
21	23	日		
22	24	月	決 算 審 査 特 別 委 員 会	分科会局別審査（健康福祉分科会、環境 分科会）
23	25	火	決 算 審 査 特 別 委 員 会	分科会局別審査（総務分科会）
24	26	水	決 算 審 査 特 別 委 員 会	分科会局別審査（市民分科会、まちづく り分科会）
25	27	木	決 算 審 査 特 別 委 員 会	分科会局別審査（健康福祉分科会、環境 分科会）
26	28	金		(議案研究) (決算審査特別委員会 総括質疑発言通告締切日 午後1時)
27	29	土		
28	30	日		
29	10/1	月		(議案研究)
30	2	火		(議案研究)
31	3	水		(議案研究)
32	4	木	決 算 審 査 特 別 委 員 会	分科会報告、総括質疑、採決
33	5	金		委 員 会
34	6	土		
35	7	日		
36	8	月		
37	9	火		委 員 会
38	10	水		(討論発言通告締切日 午後3時) (第2回請願・陳情締切日 午後5時)
39	11	木	議 会 運 営 委 員 会	
40	12	金	本 会 議 (第4日)	正副委員長 議 委員長報告、討論、採決等

分科会の議案の分担（案）

総務分科会	1 一般会計歳入歳出決算認定について（総務局、総合企画局、財政局及び教育委員会の所管分、並びに他の分科会の所管に属しない部分） 2 公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算認定について 3 公債管理特別会計歳入歳出決算認定について
市民分科会	1 一般会計歳入歳出決算認定について（市民・こども局、経済労働局及び港湾局の所管分） 2 競輪事業特別会計歳入歳出決算認定について 3 卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について 4 母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について 5 港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について 6 勤労者福祉共済事業特別会計歳入歳出決算認定について
健康福祉分科会	1 一般会計歳入歳出決算認定について（健康福祉局、病院局及び消防局の所管分） 2 国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について 3 後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について 4 公害健康被害補償事業特別会計歳入歳出決算認定について 5 介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について 6 病院事業会計決算認定について
まちづくり分科会	1 一般会計歳入歳出決算認定について（まちづくり局及び建設緑政局の所管分） 2 墓地整備事業特別会計歳入歳出決算認定について 3 生田緑地ゴルフ場事業特別会計歳入歳出決算認定について
環境分科会	1 一般会計歳入歳出決算認定について（環境局、上下水道局及び交通局の所管分） 2 下水道事業会計決算認定について 3 水道事業会計決算認定について 4 工業用水道事業会計決算認定について 5 自動車運送事業会計決算認定について 6 高速鉄道事業会計決算認定について（※）

（※）高速鉄道事業会計は、平成２４年度をもって廃止

決 算 議 案 の 所 管

	議 案	所 管 局	所管分科会
1	一般会計歳入歳出決算認定	各所管局	総務分科会 市民分科会 健康福祉分科会 まちづくり分科会 環境分科会
2	競輪事業特別会計歳入歳出決算認定	経済労働局	市民分科会
3	卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定	経済労働局	市民分科会
4	国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定	健康福祉局	健康福祉分科会
5	母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算認定	市民・こども局こども本部	市民分科会
6	後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定	健康福祉局	健康福祉分科会
7	公害健康被害補償事業特別会計歳入歳出決算認定	健康福祉局	健康福祉分科会
8	介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定	健康福祉局	健康福祉分科会
9	港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定	港湾局	市民分科会
10	勤労者福祉共済事業特別会計歳入歳出決算認定	経済労働局	市民分科会
11	墓地整備事業特別会計歳入歳出決算認定	建設緑政局	まちづくり分科会
12	生田緑地ゴルフ場事業特別会計歳入歳出決算認定	建設緑政局	まちづくり分科会
13	公共用地先行取得等事業特別会計歳入歳出決算認定	総合企画局	総務分科会
14	公債管理特別会計歳入歳出決算認定	財政局	総務分科会
15	病院事業会計決算認定	病院局	健康福祉分科会
16	下水道事業会計決算認定	上下水道局	環境分科会
17	水道事業会計決算認定	上下水道局	環境分科会
18	工業用水道事業会計決算認定	上下水道局	環境分科会
19	自動車運送事業会計決算認定	交通局	環境分科会
20	高速鉄道事業会計決算認定（※）	交通局	環境分科会

（※）高速鉄道事業会計は、平成24年度をもって廃止

分科会を開催する委員会室・分科会の局別審査の順番

分科会の委員会室・局別審査の順番

1日目、4日目：総務分科会（601・602会議室）

2日目、5日目：市民分科会（601・602会議室）、まちづくり分科会（502会議室）

3日目、6日目：健康福祉分科会（601・602会議室）、環境分科会（502会議室）

		601・602会議室	502会議室
1日目	10時～12時	総務分科会 (総務局)	
	13時～15時	総務分科会 (教育委員会)	
4日目	10時～12時	総務分科会 (総合企画局)	
	13時～15時	総務分科会 (財政局その他)	
2日目	10時～12時	市民分科会 (市民・こども局)	まちづくり分科会 (まちづくり局)
	13時～15時	市民分科会 (経済労働局)	
5日目	10時～12時	市民分科会 (こども本部)	まちづくり分科会 (建設緑政局)
	13時～15時	市民分科会 (港湾局)	
3日目	10時～12時	健康福祉分科会 (健康福祉局)	環境分科会 (環境局)
	13時～15時		
6日目	10時～12時	健康福祉分科会 (消防局)	環境分科会 (上下水道局)
	13時～15時	健康福祉分科会 (病院局)	環境分科会 (交通局)

議員選出の監査委員の取扱い（案）

- 1 決算審査特別委員会は、議員選出の監査委員を除く全議員で構成する。
- 2 会派として、少なくとも 1 人の委員が分科会で質疑を行えるよう、議員選出の監査委員が所属する会派は、次の取扱いにより人選を行うよう努めることとする。
 - (1) 議員選出の監査委員が所属する会派は、常任委員会の正副委員長の人選に当たっては、議員選出の監査委員以外の者が就任するように配慮する。
 - (2) 議員選出の監査委員が所属する会派は、一つの委員会に所属する委員が、委員長及び議員選出の監査委員のみにならないように配慮する。
- 3 会派の事情により、上記 2 の取扱いにより人選できない場合は、次の取扱いによる。
 - (1) 常任委員会の委員長が議員選出の監査委員であるときは、分科会の会長は、当該常任委員会の副委員長が務め、分科会の副会長は、当該常任委員会の委員長と同一会派に属する委員が務める。
 - (2) 常任委員会の副委員長が議員選出の監査委員であるときは、分科会の副会長は、当該常任委員会の副委員長と同一会派に属する委員が務める。
 - (3) 上記(1)及び(2)の方法によっても、監査委員の所属する会派から分科会の会長又は副会長を選出できない場合は、当該常任委員会に所属する他の会派の委員から年長の順により会長又は副会長を選出する。
 - (4) 上記(1)及び(3)により就任した分科会の会長は、当該分科会で質疑を行うことができる。
 - (5) 会派内で一つの常任委員会に所属する委員が、委員長及び議員選出の監査委員のみとなる場合は、当該分科会の会長は、分科会で質疑を行うことができる。
 - (6) 上記(4)及び(5)により会長が質疑を行うときは、会長は副会長と交代し、副会長が会長の職務を行う。

決算審査特別委員会分科会発言通告書

平成 年 月 日

_____分科会長 様

氏 名 _____

	発 言 の 要 旨	局 名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		

決算審査特別委員会総括質疑発言通告書

平成 年 月 日

決算審査特別委員長 様

会 派 名 _____

総括質疑者

氏 名 _____

発 言 の 要 旨

資 料 編

①	政令指定都市での決算審査における市長の出席状況一覧	18
①	政令指定都市の決算審査方法（平成23年版）	20
②	横浜市会・京都市会・堺市議会における決算審査の状況	25
③	分科会における質疑の流れ（イメージ）	31
④	総括質疑会派別発言時間（案）	32
⑤	決算審査の委員構成に関する政令指定都市の状況	
	【議員選出の監査委員の取扱い】	36
⑥	決算議会会期日程案	37

政令指定都市での決算審査における市長の出席状況一覧

【平成23年実績】

	審査委員会 (委員会数)	審査日数等	市長の出席 (日数)
札幌市	特別委員会 (2)	9日 (正副委員長互選等1日、質疑7日、討論・採決1日)	△
仙台市	特別委員会 (1)	7日(※1) (審査5日、総括質疑、討論・採決1日、予備日1日含む)	◎ (7日※1)
さいたま市	特別委員会 (1)	11日 (正副委員長互選1日、決算特別委員会運営に関する申し合わせの確定、審査日程の決定、資料要求審査1日、概況説明、議案説明、監査報告、参考人意見聴取1日、常任委員会所管別審査7日、討論・採決1日)	×
千葉市	特別委員会 (分科会2)	5日 (正副委員長互選・総括説明1日、分科会審査3日、分科会報告(一覧表にして配付)・意見表明・採決1日)	×
横浜市	特別委員会 (2)	8日 (審査日程等協議1日、総合審査[2委員会合同]1日、局別審査[第一、第二特別委員会それぞれ]5日、採決1日)	○ (2日)
相模原市	特別委員会 (分科会5)	7日 (正副委員長互選・分科会付託1日、分科会審査5日(1分科会当たり1～2日)、審査報告・採決1日)	×
新潟市	特別委員会(一・特) (分科会2) 常任委員会(企業) (2)	7日(一般会計、特別会計) (副市長総括説明・監査委員の意見書説明・総括質疑1日、分科会説明・質疑4日、分科会意見集約1日、分科会委員長報告・質疑・意見要望(各会派1人ずつの討論)・採決1日) 2日(企業会計) (審査1日、意見・要望・採決1日)	×
静岡市	常任委員会 (6)	2日	×
浜松市	常任委員会 (5)	2日	×
名古屋市	常任委員会 (6)	6日(各常任委員会、同日一斉開催) (説明1日、質疑[資料要求含む]2日、総括質疑2日、意思決定1日)	△ (※2)
京都市	特別委員会 (分科会3)	11日 (正副委員長互選等1日、局別質疑6日[3分科会同時開会]、書類調査1日、市長総括質疑2日、討論終了1日)	○ (2日)
大阪市	特別委員会(一般) (1) 特別委員会(企業) (1)	それぞれ8日程度 (正副委員長互選・説明1日、実地調査(施設視察)1日、質疑5日、態度決定(採決)1日)	△
堺市	特別委員会 (分科会6)	6日 (全体会議[正副委員長互選、分科会設置]1日、各分科会審査[2分科会ごと]3日、全体会議[分科会報告、総括質疑、討論、採決]2日)	○ (3日※3)
神戸市	特別委員会 (分科会3)	11日 (正副委員長互選、分科会審査日程協議等1日、各分科会審査7日、総括質疑1日、意見表明1日、意見決定1日)	○ (1日)

	審査委員会 (委員会数)	審査日数等	市長の出席 (日数)
岡山市	特別委員会 (3)	一般会計決算審査特別委員会 8日 (正副委員長互選1日、局単位で質疑7日(審査最終日に採決)) 特別会計決算審査特別委員会 5日 (正副委員長互選1日、各決算ごと質疑・採決4日) 企業会計決算審査特別委員会 4日 (正副委員長互選1日、各決算ごと質疑・採決3日)	×
広島市	特別委員会 (分科会3)	6日 (決算概要説明等1日、総括質疑1日、分科会審査[1分科会で2日間審査、1日2分科会同時開催]3日、討論・採決1日)	○ (3日)
北九州市	特別委員会 (分科会3)	7日 (全体会[正副委員長互選・分科会設置等]1日、各分科会審査4日、各分科会審査[市長質疑]1日)、分科会報告まとめ、採決1日)	○ (3日 ※4)
福岡市	特別委員会 (分科会5)	13日 (総会[正副委員長互選・付託等]1日、総会[審査日程・審査方針決定等]1日、総会[質疑]3日、分科会審査5日、分科会報告書作成1日、総会[質疑]1日、総会(意見開陳・採決)1日)	○ (7日)
熊本市	予算決算委員会 (分科会6)	5日 (各会計決算概況説明1日、総括質疑2日、分科会詳細審査(局長説明、質疑)1日、各分科会長報告・締めくくり総括質疑・採決1日)	○ (3日 ※5)
川崎市	特別委員会 (1)	5日 (正副委員長互選・提案説明1日、審査・採決4日)	×
集 計			◎・・・1 ○・・・8 △・・・3 ×・・・8

◎・・・全日出席 ○・・・全体会議等の一部の日のみ出席
△・・・出席要請があれば出席 ×・・・出席しない

(※1)平成23年に限り震災復興特別委員会を同時期に開催したため、決算特別委員会の開催日数を短縮した。通常は、審査9日で合計11日

(※2)名古屋市:市長は、出席要請があれば総括質疑のみ出席する。

(※3)堺市:市長は、全体会議には必ず出席し、分科会には出席要請があれば出席するが、通常は出席しない。

(※4)北九州市:市長は、全体会には必ず出席し、分科会には市長質疑のみ出席する。

(※5)熊本市:市長は、全体会のうち総括質疑、締めくくり質疑に出席し、分科会には出席しない。

各政令指定都市の決算審査方法（平成23年版）

	名 称	構 成	審査日数等	審査・採決方法	質問者数	説明員	備 考
札幌市	第一部決算特別委員会	議長を除く全議員を2分 第一部決算特別委員会（32人） （総務委員、財政市民委員、文教委員）	9日 （正副委員長互選等1日、質疑7日、討論・採決1日） ※提案説明は本会議初日 9月30日～11月2日	書類審査を行わず、局単位で審査。委員会最終日に採決を行う	第一部 延べ12人 第二部 延べ15人	市長：△、区長：△ 局ごとに課長職以上の職員	
	第二部決算特別委員会	第二部決算特別委員会（32人） （厚生委員、建設委員、経済委員）					
仙台市	決算等審査特別委員会	54人 ※議選監査委員2人を除く全議員	7日（※） （審査5日、総括質疑、討論・採決1日、予備日1日含む、互選除く） 10月13日～10月21日	各会計、款ごとに審査。審査、総括質疑の後、討論・採決を行う	延べ55人	市長：◎、区長：○ 市長、副市長、企業管理者、危機管理監、局長、区長及び会計管理者をはじめとする課長以上の職員（※）	（※）平成23年に限り震災復興特別委員会を同時期に開催したため、決算特別委員会の開催日数が短縮された。通常は、審査9日で合計11日 （※）平成23年のみ震災復興本部長が出席した。
さいたま市	決算特別委員会	31人	11日 （正副委員長互選1日、決算特別委員会運営に関する申し合わせの確定、審査日程の決定、資料要求審査1日、概況説明、議案説明、監査報告、参事意見聴取1日、常任委員会所管別審査7日、討論・採決1日） 6月3日～10月8日	概況説明、議案説明の後、各常任委員会所管別の審査を実施、その後討論・採決を行う。審査結果を本会議にて報告し、討論・採決を行う	一 ※集計せず	市長：×、区長：× 副市長、各局長、各部長、各課長	内容については、決算審査。そのほかに行政評価を実施
千葉市	決算審査特別委員会 第1分科会 第2分科会	全議員（常任委員会を二分する。） 第1分科会（27人） （総務委員、教育未来委員、環境経済委員（経済農政局・農業委員会所管）の半数をもつて構成） 第2分科会（27人） 保健消防委員、都市建設委員、環境経済委員（市民・環境局所管）の半数をもつて構成	5日 （正副委員長互選・総括説明1日、分科会審査3日、分科会報告（一覧表にして配付）・意見表明・採決1日） 9月16日～10月3日	書類審査を行わず、局単位で審査。委員会での採決の後、本会議にて委員長報告、討論・採決を行う	各会派2人まで（分科会）	市長：×、区長：× 各局・部・課長が対応 ※各局審査の際に財政局、会計室、監査委員事務局出席	
横浜市	決算第一特別委員会 決算第二特別委員会	決算第一特別委員会（43人） 決算第二特別委員会（43人） ※全議員いずれか一方の委員会に所属する。	8日（※） （審査日程等協議1日、総合審査〔2委員会合同〕1日、局別審査〔第一、第二特別委員会それぞれ〕5日、採決1日） 9月20日～10月28日	それぞれの特別委員会で採決を行い、その後本会議で議決	延べ135人	[総合審査] 市長：○、区長：× [局別審査] 市長：×、区長：△ 総合審査は市長以下局長、局長及び部局長級職員。市民局関係審査の際、区長会の議長区及び幹事区の区長が2名出席。	（※）正副委員長の判断により、現地視察を実施することがある。近年の実施例は少なく、平成23年は実施予定であったが台風接近のため中止となった。

	名	称	構	成	審査日数等	審査・採決方法	質問者数	説明員	備 考
相 模 原 市	決算特別委員会 総務分科会 民生分科会 環境経済分科会 建設分科会 環境分科会		全議員で構成 総務分科会 (10人) 民生分科会 (10人) 環境経済分科会 (10人) 建設分科会 (10人) 環境分科会 (9人)		7日 (正副委員長互選・分科会付託1日、分科会審査 決1日) 5日 (1分科会当たり1～2日)、審査報告・採 決1日) 9月5日～9月26日	常任委員会の所管事項 ごとに分科会を設置 分科会の構成は常任委 員会と同一で分科会の 正副担当委員長は常任 委員会の正副委員長を 充てる。	ほぼ全 員が発言 ※通告制 をとって いないた め、集計せ ず	市長：×、区長：× 副市長以下課長級以上が出席	
新 潟 市	決算特別委員会 (一般会計、 特別会計) 第1分科会 第2分科会		決算特別委員会 (一般会計、特別会計) 第1分科会 (13人) 第2分科会 (13人) (総務、文教経済常任委員会) ※議員定数の1/2をもって構成 (議長及び 議選監査委員除く)		7日 (一般会計、特別会計) (副市長総括説明・監査委員の意見書説明・総括 質疑1日、分科会説明・質疑4日、分科会意見集 約1日、分科会委員長報告・質疑・意見要望 (各 会派1人ずつの討論)・採決1日)	一般・特別会計は決算 特別委員会で審査、採 決の後、直近の本会議 で委員長報告・質疑・ 討論・採決 企業会計は所管部ごと に部長総括説明、代表 監査委員意見書説明、 所管課長説明の後、質 疑。委員会最終日に採 決、定例会最終日の本 会議で委員長報告・質 疑・討論・採決を実施	一 ※通告制 をとって いないた め、集計せ ず	市長：×、区長：○ 副市長、部長、区長、課長、代 表監査委員 ※出席者を含む。	
静 岡 市	各所管常任委員会 (企業会 計)		各所管常任委員会 (企業会計)		2日 (企業会計) (審査1日、意見・要望・採決1日) 9月16日～9月27日	局単位で審査、概ね委 員会最終日に分割負託 を受けた部分の採決を 行い、本会議最終日に 委員長報告、質疑、討 論・採決を行う	一 ※通告制 をとって いないた め、集計せ ず	市長：×、区長：× 総括課の課長。ただし、一般会 計歳入予算は調整室長が一括 説明。	
浜 松 市	各常任委員会へ付託		6常任委員会 総務委員会 (9人) 生活文化環境委員会 (9人) 厚生委員会 (9人) 経済消防委員会 (8人) 都市建設委員会 (9人) 上下水道教育委員会 (9人)		2日 10月11日～10月12日 10月3日～10月4日 10月11日～10月12日	各常任委員会において 採決し、本会議におい て委員長報告、質疑、 討論、採決を行う	一 ※通告制 をとって いないた め、集計せ ず	市長：×、区長：○ 各課長	閉会中の継続審査
名 古 屋 市	各常任委員会へ付託		6常任委員会 総務環境委員会 (13人) 財政福祉委員会 (13人) 教育子ども委員会 (12人) 土木交通委員会 (12人) 経済水道委員会 (13人) 都市消防委員会 (12人)		6日 (各常任委員会、同日一斉開催) (説明1日、質疑 (資料要求含む) 2日、総括質 疑2日、意思決定1日) 9月30日～10月7日	総括質疑初日の午前に 証拠書類検査を実施。 局単位で審査。委員会 最終日、採決を行い、 本会議最終日に委員長 報告後、採決	一 ※通告制 をとって いないた め、集計せ ず	市長：△、区長：× 各局長以下課長級以上の関係 者。 ※市長、副市長、監査委員は要 請があれば総括質疑に出席	
京 都 市	決算特別委員会 第1分科会 第2分科会 第3分科会		※全議員を三分する。 第1分科会 (23人) 第2分科会 (23人) 第3分科会 (23人)		11日 (正副委員長互選等1日、局別質疑6日 [3分科 会同時開催]、書類調査1日、市長総括質疑2日、 討論結了1日) 10月3日～10月28日	付託決算に対して委員 会で採決を行う。また、 本会議において委員会 報告書を席上配布し、 委員長報告等を行った 後、採決を行う	第1分科会 延～149人 第2分科会 延～89人 第3分科会 延～81人	市長：○、区長：× 市長総括質疑：市長、副市長、 公営企業管理者 (公営決算の み)ほか 局別質疑：各局長、部長ほか	

	名 称	構 成	審査日数等	審査・採決方法	質問者数	説明員	備 考
大阪市	決算特別委員会（公営・準公営企業会計）	22人	それぞれ8日程度 （正副委員長互選・説明1日、実地調査（施設視察）1日、質疑5日、態度決定（採決）1日） 10月3日～10月25日	各会計一括審査し、議決を行う 本会議（最終日）開議前に特別委員会を開催し、態度決定を行う	23人	市長：△、区長：△ 関係理事者課長級以上が出席。 ※市長、副市長及び区長は出席要請があった場合のみ出席	
	決算特別委員会（一般会計等）	22人	1月12日～1月31日 ※実地調査については実施の有無を各委員会で判断しており、平成21年度決算では公営・準公営企業会計決算のみ実施		21人		
堺市	決算審査特別委員会 総務財政分科会 市民人権分科会 健康福祉分科会 産業環境分科会 建設分科会 文教分科会	議長を除く全議員で構成 総務財政分科会（9人） 市民人権分科会（9人） 健康福祉分科会（8人） 産業環境分科会（8人） 建設分科会（8人） 文教分科会（9人）	6日 （全体会議〔正副委員長互選、分科会設置〕1日、各分科会審査〔2分科会ごと〕3日、全体会議〔分科会報告、総括質疑、討論、採決〕2日） 9月5日～9月22日	一般議案とともに大綱質疑3日、その後決算審査特別委員会を設置、付託、常任委員会と同じ委員で構成する分科会を開催し、決算案を審査する。全分科会での審査終了後、全委員出席での分科会報告、総括質疑、討論、採決を行う	各分科会：18人 総括質疑：9人	〔全体会議〕 市長：○、区長：△ 〔分科会〕 市長：△、区長：○ 総括質疑：市長、副市長、教育長、上下水道事業管理者、代表監査委員、所管課長級以上（区長含む） 分科会：所管課長以上（区長含む）、 ※市長、副市長等特別職は通常出席しない。文教分科会には教育長出席	
神戸市	決算特別委員会 第1分科会 第2分科会 第3分科会	正副議長及び議選監査委員を除く全議員で構成 第1分科会（22人） 第2分科会（21人） 第3分科会（21人）	11日 （正副委員長互選、分科会審査日程協議等1日、各分科会審査7日、総括質疑1日、意見表明1日、意見決定1日） 9月29日～10月14日	3分科会での局別審査。市長への総括質疑、市長への総括質疑後、各会派意見表明、その後採決により意見決定を行う	延べ104人	〔総括質疑〕 市長：○、区長：× 〔分科会〕 市長：×、区長：× 総括質疑：市長、副市長等 各分科会：各局長、各公営企業管理者、教育長等	
岡山市	一般会計決算審査特別委員会 特別会計決算審査特別委員会 企業会計決算審査特別委員会	正副議長、監査委員を除く全議員で構成 16人 16人 16人	一般会計決算審査特別委員会 8日 （正副委員長互選1日、局単位で質疑7日（審査最終日に採決）） 特別会計決算審査特別委員会 5日 （正副委員長互選1日、各決算ごと質疑・採決4日） 企業会計決算審査特別委員会 4日 （正副委員長互選1日、各決算ごと質疑・採決3日） ※9月定例会において各決算を一括上程し、提案理由説明を行っている。 9月13日～10月28日	9月定例会最終日に閉会中の継続審査とし、各決算特別委員会において審査、採決する。11月定例会初日に委員長報告、質疑、討論の後、採決を行う。	一 通 告 制 ※ 通 告 制 をとって いない ため、集計 せず	市長：×、区長：△ 局ごとに課長職以上の職員	

	名 称	構 成	審査日数等	審査・採決方法	質問者数	説明員	備 考
広島市	決算特別委員会 第1分科会 第2分科会 第3分科会	議長及び選監委員2人を除く全議員で構成 第1分科会 (16人) (総務委員会、経済環境委員会) 第2分科会 (18人) (文教委員会、厚生委員会) 第3分科会 (18人) (消防上下水道委員会、建設委員会) ※2つの常任委員会の委員で1つの分科会を構成	6日 (決算概要説明等1日、総括質疑1日、分科会審査〔1分科会で2日間審査、1日2分科会同時開催〕3日、討論・採決1日) 10月4日～10月24日	書類審査を行わず、全体会議における全所管対象審査及び分科会における常任委員会所管別審査。委員会最終日、討論・採決を行う	延べ45人	[全体会議] 市長：〇、区長：× [分科会] 市長：×、区長：× 全体会議：市長、副市長、会計管理者、病院事業管理者、教育長、監査委員、各局長、関係次部課長 分科会：会計管理者(総務関係、厚生関係、建設関係のみ)、病院事業管理者(厚生関係のみ)、教育長(文教関係のみ)、監査委員、各所管局長及び関係次部課長	
			7日 (全体会〔正副委員長互選・分科会設置等〕1日、各分科会審査4日、各分科会審査〔市長質疑〕1日、分科会報告まとめ、採決1日) 9月13日～9月26日	書類審査を行わず、分科会にて局単位で審査。委員会最終日全体会で採決。その後、定例会中に委員長報告、質疑、討論・採決を行う	延べ31人 ※市長質疑のみ	[全体会] 市長：〇、区長：× [分科会] 市長：△(市長質疑のみ)、区長：× 市長(分科会)は市長質疑のみ、各局長病院、水道、交通事業管理者、会計管理者以下課長職以上の職員	
福岡市	決算特別委員会 第1分科会 第2分科会 第3分科会 第4分科会 第5分科会	選監委員(2人)を除く全議員(61人) 第1分科会 (13人) 第2分科会 (13人) 第3分科会 (12人) 第4分科会 (11人) 第5分科会 (12人) ※常任委員会と同じ構成員、所管の分科会設置	13日 (総会〔正副委員長互選・付託等〕1日、総会〔審査日程・審査方針決定等〕1日、総会〔質疑〕3日、分科会審査5日、分科会報告書作成1日、総会〔質疑〕1日、総会(意見開陳・採決)1日) 9月3日、10月11日～10月26日	9月定例会に決算特別委員会を設置し、付託後同定例会最終日に閉会中継続審査とし、閉会中の10月に総会及び分科会審査を行い、総会最終日に採決後、12月定例会初日に審査結果報告、採決	25人 ※総会質疑のみ	[総会] 市長：〇、区長：× [分科会] 市長：×、区長：× 総会：市長、副市長、局長及び関係部署の部長級以上の職員(2日目の意見聴取のため選監委員出席) 分科会：所管局長及び課長上の職員	閉会中の継続審査
			5日 (各会計決算概況説明1日、総括質疑2日、分科会詳細審査(局長説明、質疑)1日、各分科会報告・締めくくり総括質疑・採決1日) 9月14日～9月27日	書類審査を行わず、総括質疑の後、分科会で詳細審査。分科会では採決は行わず、委員会での会派代表による締めくくり総括質疑の後、採決を行う。	延べ15人 ※総括質疑及び締めくくり総括質疑のみ	[全体会議] 市長：△(総括質疑のみ) 区長：一 [分科会] 市長：×、区長：一 全体会議：市長、副市長、代表監査委員、総務局長、企画財政局長、他の通告のあった局長(※説明日は、総務局長、企画財政局長、病院事業管理者、上下水道事業管理者、交通事業管理者、代表監査委員、会計管理者) 分科会：局長以下課長職以上の職員	平成23年度は、政令指定都市移行前のため、区長は存在しない 平成24年度以降の区長出席の取扱いは、今後検討予定
熊本市	予算決算委員会 総務分科会 教育市民分科会 保健福祉分科会 環境水道分科会 経済分科会 都市整備分科会	全議員をもって構成 総務分科会 (8人) 教育市民分科会 (8人) 保健福祉分科会 (8人) 環境水道分科会 (8人) 経済分科会 (9人) 都市整備分科会 (8人) ※常任委員会と同じ構成員、所管の分科会設置					

	名 称	構 成	審査日数等	審査・採決方法	質問者数	説明員	備 考
川 崎 市	決算審査特別委員会	監査委員を除く全議員で構成 58人	5 日 (正副委員長互選・提案説明 1 日、審査・採決 4 日) 9 月 16 日～9 月 29 日	書類審査は行わない。 委員会最終日、採決を行う。	48人	市長：×、区長：× 通常、副市長、病院事業管理者、 上下水道事業管理者、各局長及 び会計管理者並びに高速鉄道 建設本部長	

横浜市会（第 1 ・ 第 2 特別委員会形式）

審査方法	決算第 1 及び決算第 2 特別委員会を設置し、全議員を半々に分け決算議案を審査。審査は、連合審査会 1 日、10 日間の局別審査（各 5 日間）、後日採決（計 13 日間）。 決算第 1 特別委員会：経済局、港湾局、こども青少年局、教育委員会、健康福祉局、病院経営局、建築局、道路局、都市整備局 決算第 2 特別委員会：政策局、総務局、財政局、市民局、文化観光局、消防局、温暖化対策総括本部、環境創造局、資源環境局、交通局、水道局、議会局、人事委員会、監査委員、選挙管理委員会、会計室																													
質疑概要	理事会にて確認された順番で質疑を実施。議案に対する質疑及び審査する局の施策全般に対し、要望を交え質疑を行う。																													
発言時間	○ 1 委員会あたり（1 日単位） 会議時間：435 分 休憩時間：90 分 審議時間：345 分 発言充当時間：190 分（質問：答弁＝55：45） 発言時間÷（現在議員数）／2＝1 人あたりの持ち時間 190÷86 人／2＝4.42 分 4.42 分×会派人数÷2 委員会＝会派持ち時間 <table><tr><td>会派 (人数)</td><td>自民 (31)</td><td>民主 (16)</td><td>公明 (15)</td><td>みん (14)</td><td>共産 (5)</td><td>ヨコ (2)</td><td>無 (1)</td><td>無 (1)</td><td>無 (1)</td></tr><tr><td>持時間</td><td>69</td><td>35</td><td>33</td><td>31</td><td>11</td><td>4</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr></table> ※無所属の持ち時間は 2 分。総合審査（1 日）、局別審査（5 日）の計 6 日×2 分＝12 分。1 日の発言時間は 5 分以内。										会派 (人数)	自民 (31)	民主 (16)	公明 (15)	みん (14)	共産 (5)	ヨコ (2)	無 (1)	無 (1)	無 (1)	持時間	69	35	33	31	11	4	2	2	2
会派 (人数)	自民 (31)	民主 (16)	公明 (15)	みん (14)	共産 (5)	ヨコ (2)	無 (1)	無 (1)	無 (1)																					
持時間	69	35	33	31	11	4	2	2	2																					
発言通告	連合審査会：発言日の 2 日前午後 5 時までに大項目を委員長へ通告 局別審査：発言日の 2 日前午後 5 時までに大項目を委員長へ通告																													
質疑（再質問）	各会派の発言時間内であれば可能																													
一問一答制の導入	導入済み																													
討論	なし																													
採決	予め確認した賛否に基づき採決を実施。反対議員がある議案は起立採決、反対議員がない議案は簡易採決を実施。																													
議事説明員	連合審査会：市長、副市長、局長が出席。（行政委員長は通告があった場合のみ出席） 局別審査：副市長、局長、部長級が出席。 ※区長は市民局関係審査の際、区長会の議長区及び幹事区の区長 2 人出席し、連合審査会には出席しない。																													
会議時間	連合審査会 10:01～18:21 局別審査 第 1 特別委員会：10:00～18:29（最長 10/6） 第 2 特別委員会：10:00～17:54（最長 10/7）																													

横浜市会 平成23年第3回会期日程

	日	曜日	本会議	委員会等	摘	要
	9/1	木		市会運営委員会	第3回定例会等	
1	2	金	本会議 (第1日)	市会運営委員会	本会議等	
					議案上程、質疑、付託	
2	3	(土)				
3	4	(日)				
4	5	月				
5	6	火				
6	7	水	本会議 (第2日)	市会運営委員会	本会議等	
					一般質問	
7	8	木				
8	9	金		委 員 会	市民・文化観光・消防委員会：議案審査等 こども青少年・教育委員会：議案審査等	
9	10	(土)				
10	11	(日)				
	12	月		委 員 会	政策・総務・財政委員会：議案審査等	
					経済・港湾委員会：議案審査等	
					こども青少年・教育委員会：議案審査等	
					水道・交通委員会：報告	
12	13	火		委 員 会	健康福祉・病院経営委員会：議案審査等	
					温暖化対策・環境想像・資源循環委員会：議案審査等	
					建築・都市整備・道路委員会：議案審査等	
13	14	水		委 員 会 市会運営委員会	政策・総務・財政委員会：議案審査等	
					陳情審査等	
14	15	木				
15	16	金				
16	17	(土)				
17	18	(日)				
18	19	(月)				
19	20	火	本会議 (第3日)	市会運営委員会		
					議案議決、決算上程・決算審査特別委員会設置・付託	
				決算特別委員会	決算第一・決算第二特別委員会（審査日程等協議）	
20	21	水		特 別 委 員 会	安心安全都市特別委員会：調査研究	
21	22	木		特 別 委 員 会	基地対策特別委員会：調査報告	
					横浜経済活性化特別委員会：参考人招致	
					国際文化都市特別委員会：調査研究	
22	23	金				
23	24	(土)				
24	25	(日)				
25	26	月		特 別 委 員 会	大都市行財政制度特別委員会：調査報告、調査研究	
					横浜まちづくり特別委員会：調査研究	
26	27	火				
27	28	水		決算特別委員会	決算第一・決算第二特別委員会連合審査会（総合審査）	
28	29	木		決算特別委員会	決算第一特別委員会（病院経営局・都市整備局）	
29	30	金				
30	10/1	(土)				
31	2	(日)				
32	3	月		決算特別委員会	決算第二特別委員会（市民局・資源循環局）：議案審査	
33	4	火		決算特別委員会	決算第一特別委員会（経済局・道路局）：議案審査	
34	5	水		決算特別委員会	決算第二特別委員会理事会	
					決算第二特別委員会（文化観光局・消防局）：議案審査	
35	6	木		決算特別委員会	決算第一特別委員会（港湾局・こども青少年局）：議案審査	
36	7	金		決算特別委員会	決算第二特別委員会（政策局・交通局）：議案審査	
37	8	(土)				
38	9	(日)				
39	10	月				
40	11	火		決算特別委員会	決算第一特別委員会（健康福祉局）：議案審査	
41	12	水		決算特別委員会	決算第二特別委員会理事会 決算第二特別委員会（温暖化対策統括本部・環境創造局・水道局）：議案審査	
42	13	木		決算特別委員会	決算第一特別委員会（建築局・教育委員会）：議案審査	
43	14	金		決算特別委員会	決算第二特別委員会（総務局・議会局・人事委員会・監査委員、選挙管理委員会、財政局・会計室）：議案審査	
44	15	(土)				
45	16	(日)				
46	17	月				
47	18	火		市会運営委員会		
				決算特別委員会	決算第一特別委員会理事会	
					決算第一特別委員会：採決	
					決算第二特別委員会理事会	
					決算第二特別委員会：採決	
19日(水)～27日(木) 休会：常任委員会行政視察等						
57	28	金		委 員 会	健康福祉・病院経営委員会：意見書提出	
				市会運営委員会		
			本会議 (第4日)		決算議決	

京都市会（3分科会形式）

審査方法	全議員 69 名の委員をもって構成する決算特別委員会（第 1 分科会、第 2 分科会及び第 3 分科会）を設置し、正副委員長の互選、審査日程の確認等の後、書類調査（1 日間）、局別審査（6 日間）、市長総括質疑（2 日間）を行い、最終日は討論終了、表決。 第 1 分科会：行財政局、総合企画局、産業観光局、環境政策局、文化市民局、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、会計室、市会事務局 第 2 分科会：保健福祉局、教育委員会、都市計画局、建設局 第 3 分科会：消防局、交通局、上下水道局
質疑概要	正副委員長会議において決定された運営方法により、決算特別委員会に付託された決算の範囲内で質疑を行う。
発言時間	原則として 1 日の質疑時間（360 分）を各会派の委員数に応じて配分し、この時間の範囲内で、委員の 1 回の質疑時間を答弁も含めおおむね 30 分以内とする。 なお、市長総括質疑においては、会派に割り当てられた時間の範囲内で、委員の 1 回の質疑時間を答弁も含めおおむね 20 分以内とするが、会派の最終質疑者については、会派の残時間の範囲内で 30 分まで可能。 ○局別審査 会派所属人数／定数（69 人）×360 分（1 日の会派持ち時間）×6 日 ○総括質疑 会派所属人数／定数（69 人）×360 分（1 日の会派持ち時間）×2 日
発言通告	局別審査：なし 総括質疑：局別審査最終日に委員長へ通告（質疑項目の通告なし）
質疑（再質問）	制限なし
一問一答制の導入	導入済み
討論	付託議案に対する委員会としての結論を得るために委員会を開会し、各会派から議案に対する賛否を表明。なお、原案認定だが希望意見等がある場合には、それらを付す意見として表明。
採決	議案に対する各会派の賛否により、意見が分かれるものについては挙手表決、全会一致のものは簡易表決を行っている。
議事説明員	委員会説明員（課長級から局長級）。 市長総括質疑：市長、副市長及び公営企業管理者。 ※区長は局別審査及び総括質疑に出席しない。
会議時間	局別審査 第 1 分科会：10:02～18:15（最長 10/13） 第 2 分科会：10:03～17:53（最長 10/14） 第 3 分科会：10:03～16:55（最長 10/11） 総括質疑 10:03～18:26（初日 10/20）

京都市会 平成23年9月定例会会期日程

	日	曜日	本会議	委員会等	摘 要
1	9/27	火	本会議 (第1日)	予 算 審 査 会 特 別 委 員 会	会期決定、提案説明、議案処理等
2	28	水		予 算 審 査 会 特 別 委 員 会	正副委員長互選等
3	29	木			局別質疑（第1分科会：環境政策局、行財政局、文化市民局、産業観光局、第2分科会：保健福祉局、都市計画局、建設局、第3分科会：消防局）
4	30	金		予 算 審 査 会 特 別 委 員 会 市会運営委員会	討論終了
5	10/1	(土)			
6	2	(日)			
7	3	月	本会議 (第2日)	決 算 審 査 会 特 別 委 員 会	議案処理等
8	4	火	本会議 (第3日)		正副委員長互選等
9	5	水	本会議 (第4日)		代表質問
10	6	木		決 算 審 査 会 特 別 委 員 会	代表質問
11	7	金		決 算 審 査 会 特 別 委 員 会	書類審査
12	8	(土)			局別質疑（第1分科会：選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、行財政局、第2分科会：保健福祉局、第3分科会：消防局）
13	9	(日)			
14	10	(月)			
15	11	火		決 算 審 査 会 特 別 委 員 会	局別質疑（第1分科会：会計室、行財政局、第2分科会：保健福祉局、第3分科会：交通局）
16	12	水		決 算 審 査 会 特 別 委 員 会	局別質疑（第1分科会：市会事務局、総合企画局、第2分科会：教育委員会、第3分科会：交通局）
17	13	木		決 算 審 査 会 特 別 委 員 会	局別質疑（第1分科会：産業観光局、第2分科会：都市計画局、第3分科会：上下水道局）
18	14	金		決 算 審 査 会 特 別 委 員 会	局別質疑（第1分科会：環境政策局、第2分科会：建設局、第3分科会：上下水道局）
19	15	(土)			
20	16	(日)			
21	17	月		決 算 審 査 会 特 別 委 員 会	局別質疑（第1分科会：文化市民局、第2分科会：保健福祉局（病院））
22	18	火			
23	19	水			
24	20	木		決 算 審 査 会 特 別 委 員 会	市長・副市長に対する総括質疑
25	21	金		決 算 審 査 会 特 別 委 員 会	市長・副市長に対する総括質疑
26	22	(土)			
27	23	(日)			
28	24	月		委 員 会	経済総務委員会：付託議案審査等
					くらし環境委員会：付託議案等審査
					教育福祉委員会：付託議案等審査
29	25	火		委 員 会	まちづくり委員会：付託議案等審査
					交通水道消防委員会：報告聴取等
30	26	水		市会運営委員会 理 事 会	
31	27	木			
32	28	金		委 員 会	経済総務委員会：討論終了
					くらし環境委員会：討論終了
					教育福祉委員会：討論終了
					まちづくり委員会：討論終了
					決算審査特別委員会：討論終了
				市会運営委員会	
33	29	(土)			
34	30	(日)			
35	31	月	本会議 (第5日)		議案等処理

堺市議会（6分科会形式）

審査方法	決算審査特別委員会（議長を除く全議員で構成）を設置、付託する。審査は、各常任委員会が閉会すると同時に同じ委員で構成する分科会を開催（3日間）し、当該委員会の所管事項にかかる決算を審査（2分科会ずつ同時開催。各分科会に予備日1日）。全分科会での審査終了後、原則として2日間の日程で総括質疑・討論・採決。 総務財政分科会：市長公室、総務局、財政局、その他 市民人権分科会：危機管理室、防災計画室、市民人権局、各区役所、消防局 健康福祉分科会：健康福祉局、市立堺病院、子ども青少年局 産業環境分科会：文化観光局、環境局、産業振興局 建設分科会：建築都市局、建設局、上下水道局 文教分科会：教育委員会
質疑概要	分科会の質疑順序は、慣例により委員長が決定。分科会の質疑終了後、決算審査特別委員会の全体会議で、分科会報告書を配布し、総括質疑を実施。
発言時間	○所属する分科会での発言：人数制限と回数制限はなし。30分以内（答弁は含まず）。 ○所属しない分科会での発言（分科会外委員発言）：人数制限と回数制限はなし。15分以内（答弁は含まず）。 ○総括質疑での発言：人数制限と回数制限はなし。12分（答弁含む）×会派構成議員数。ただし、非交渉会派と会派に属さない議員は、答弁時間を含まず。 ○審査最終日における出資法人の決算にかかる発言：回数制限なし。総括質疑における各会派等の残時間内で行う。（近年事例なし）
発言通告	分科会：発言日2日前までに質問項目を事務局へ報告。当局側へ報告内容を伝える。 総括質疑：2日前の理事会で質疑者の報告、午後5時までに質疑項目を通告。
質疑（再質問）	制限なし
一問一答制の導入	導入済み
討論	発言時間は30分以内（会派を代表して1人）。当該委員会において討論・採決を行う。なお、本会議での討論は、改めてこれを行わない（議会運営委員会において決定）。
採決	分科会での審査の後、付託案件を一括議題とし、一括採決。
議事説明員	分科会：所管の課長級以上（区長含む。なお、市長、副市長等の特別職は、委員から特に要請がある場合のみ出席）。 総括質疑：市長・副市長・教育長・上下水道事業管理者、代表監査委員、技監、課長級以上（区長含む）の理事者が出席。
会議時間	分科会（常任委員会審査終了後に開催） ・市民人権分科会：16:02～17:07（10/8）・産業環境分科会：17:25～19:05（10/8） ・文教分科会：16:45～17:13（10/12）・建設分科会：17:25～19:05（10/13） ・総務財政分科会：13:18～15:02（10/14）・健康福祉分科会：15:25～17:00（10/14） 総括質疑：10:00～18:12（10/22）

堺市議会 平成23年8・9月定例会会期日程

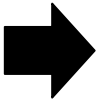
	日	曜日	本会議	委 員 会 等	摘 要
	8/23	火		議会運営委員会	
	24	水			
1	25	木	本会議 (第1日)		会期の決定、提案理由説明
2	26	金		議会運営委員会	議運終了後、決算理事予定者会
3	27	土			
4	28	日			
5	29	月			
6	30	火			
7	31	水			
8	9/1	木	本会議 (第2日)		大綱質疑（議案質疑、一般質問）
9	2	金	本会議 (第3日)		大綱質疑（議案質疑、一般質問）
10	3	土			
11	4	日			
12	5	月	本会議 (第4日)	決 算 審 査 特 別 委 員 会	大綱質疑（議案質疑、一般質問）、決算審査特別委員会設置、委員会付託、 本会議終了後決特正副委員長互選、分科会設置
13	6	火			
14	7	水			
15	8	木		委 員 会 決 算 審 査 特 別 委 員 会	市民人権委員会：議案審査／決算審査特別委員会市民人権分科会：決算議案審査 産業環境委員会：議案審査／決算審査特別委員会産業環境分科会：決算議案審査
16	9	金		（ 予 備 日 ）	
17	10	土			
18	11	日			
19	12	月		委 員 会 決 算 審 査 特 別 委 員 会	文教委員会：議案審査／決算審査特別委員会文教分科会：決算議案審査
20	13	火		委 員 会 決 算 審 査 特 別 委 員 会	建設委員会：議案審査／決算審査特別委員会建設分科会：決算議案審査
21	14	水		委 員 会 決 算 審 査 特 別 委 員 会	総務財政委員会：議案審査／決算審査特別委員会総務財政分科会：決算議案審査 健康福祉委員会：議案審査／決算審査特別委員会健康福祉分科会：決算議案審査
22	15	木		（ 予 備 日 ）	
23	16	金		決 算 審 査 特 別 委 員 会	決算審査特別委員会理事会
24	17	土			
25	18	日			
26	19	月	敬老の日		
27	20	火			
28	21	水		決 算 審 査 特 別 委 員 会	分科会報告、総括質疑
29	22	木		決 算 審 査 特 別 委 員 会	総括質疑、討論、採決
30	23	金	秋分の日		
31	24	土			
32	25	日			
33	26	月			
34	27	火		議会運営委員会	
35	28	水			
36	29	木	本会議 (第4日)	特 別 委 員 会	決算審査特別委員会委員長報告、討論、採決、常任委員会委員長報告、討論、採決、閉会 大都市行財政制度調査特別委員会

分科会における質疑の流れ（イメージ）

1 局内での理事者の入替えがない場合

※ 出席理事者 局長以下関係部課長（A課長、B課長、C課長）

発言通告の内容			所管課長
委員 A (自民党)	質疑①	A 課長	
	質疑②	B 課長	
	質疑③	C 課長	
委員 B (公明党)	質疑①	A 課長	
	質疑②	B 課長	
	質疑③	B 課長	
委員 C (民主党)	質疑①	B 課長	
	質疑②	C 課長	
	質疑③	C 課長	
委員 D (共産党)	質疑①	A 課長	
	質疑②	C 課長	
	質疑③	C 課長	
委員 E (みんなの党)	質疑①	B 課長	
	質疑②	C 課長	
	質疑③	C 課長	



分科会での発言順		
1	委員 A 質疑①	A 課長
2	委員 A 質疑②	B 課長
3	委員 A 質疑③	C 課長
4	委員 B 質疑①	A 課長
5	委員 B 質疑②	B 課長
6	委員 B 質疑③	B 課長
7	委員 C 質疑①	B 課長
8	委員 C 質疑②	C 課長
9	委員 C 質疑③	C 課長
10	委員 D 質疑①	A 課長
11	委員 D 質疑②	C 課長
12	委員 D 質疑③	C 課長
13	委員 E 質疑①	B 課長
14	委員 E 質疑②	C 課長
15	委員 E 質疑③	C 課長

2 局内での理事者の入替えがある場合（出席理事者にあわせて委員の発言順を調整）

※ 出席理事者 ◆当初 ⇒ 局長以下関係部課長（A課長、B課長、C課長）

◆1 回目入替え後 ⇒ 局長以下関係部課長（D課長、E課長、F課長）

◆2 回目入替え後 ⇒ 局長以下関係部課長（G課長、H課長、I課長）

発言通告の内容			所管課長
委員 A (自民党)	質疑①	A 課長	
	質疑②	B 課長	
	質疑③	C 課長	
委員 B (公明党)	質疑①	C 課長	
	質疑②	D 課長	
	質疑③	E 課長	
委員 C (民主党)	質疑①	B 課長	
	質疑②	F 課長	
	質疑③	G 課長	
委員 D (共産党)	質疑①	D 課長	
	質疑②	H 課長	
	質疑③	I 課長	
委員 E (みんなの党)	質疑①	A 課長	
	質疑②	B 課長	
	質疑③	D 課長	



分科会での発言順		
1	委員 A 質疑①	A 課長
2	委員 A 質疑②	B 課長
3	委員 A 質疑③	C 課長
4	委員 B 質疑①	C 課長
5	委員 C 質疑②	B 課長
6	委員 E 質疑①	A 課長
7	委員 E 質疑②	B 課長
(理事者一部入替え)		
8	委員 B 質疑②	D 課長
9	委員 B 質疑③	E 課長
10	委員 C 質疑②	F 課長
11	委員 D 質疑①	D 課長
12	委員 E 質疑③	D 課長
(理事者一部入替え)		
13	委員 C 質疑③	G 課長
14	委員 D 質疑②	H 課長
15	委員 D 質疑③	I 課長

総括質疑会派別発言時間(案)

会派名	所属 議員数	努 力 目 標 時 間							
		(案1) 会派構成人数割 り	(案2) 会派割り1／4 会派構成人数 割り3／4	(案3) 会派割り1／5 会派構成人数 割り4／5	(案4) 会派割り1／6 会派構成人数 割り5／6	(案5) 会派割り1／7 会派構成人数 割り6／7	(案6) 会派割り1／8 会派構成人数 割り7／8	(案7) 会派割り1／9 会派構成人数 割り8／9	(案A) 無所属議員1人10分 残時間を会派構成人数 割り
自民党	16人	88分	78分	80分	81分	82分	83分	83分	86分
公明党	13人	71分30秒	65分	66分	67分	68分	68分	69分	69分30秒
民主党	13人	71分30秒	65分	66分	67分	68分	68分	69分	69分30秒
共産党	10人	55分	53分	54分	54分	54分	54分	54分	53分
みんなの党	6人	33分	37分	36分	35分	35分	35分	35分	32分
無所属	1人	5分30秒	16分	14分	13分	11分30秒	11分	10分	10分
無所属	1人	5分30秒	16分	14分	13分	11分30秒	11分	10分	10分
合 計	60人	330分	330分	330分	330分	330分	330分	330分	330分

[illegible]

【平成25年3月28日再提出】

総括質疑会派別発言時間(案)

【無所属議員数の増減によるシミュレーション】

会派名	努 力 目 標 時 間															
	(案1) 会派構成人数割り								(案2) 会派割り1／4 会派構成人数割り3／4							
	無所属 議員2人		無所属 議員3人		無所属 議員4人		無所属 議員5人		無所属 議員2人		無所属 議員3人		無所属 議員4人		無所属 議員5人	
自民党	16人	88分	16人 ⇒15人	88分 ⇒82分30秒	16人 ⇒15人	88分 ⇒82分30秒	16人 ⇒15人	88分 ⇒82分30秒	16人	78分	16人 ⇒15人	76分 ⇒72分	16人 ⇒15人	75分 ⇒71分	16人 ⇒15人	74分 ⇒70分
公明党	13人	71分30秒	13人	71分30秒	13人 ⇒12人	71分30秒 ⇒66分	13人 ⇒12人	71分30秒 ⇒66分	13人	65分	13人	64分	13人 ⇒12人	63分 ⇒59分	13人 ⇒12人	62分 ⇒58分
民主党	13人	71分30秒	13人	71分30秒	13人	71分30秒	13人 ⇒12人	71分30秒 ⇒66分	13人	65分	13人	64分	13人	63分	13人 ⇒12人	62分 ⇒58分
共産党	10人	55分	10人	55分	10人	55分	10人	55分	10人	53分	10人	52分	10人	51分	10人	50分
みんなの党	6人	33分	6人	33分	6人	33分	6人	33分	6人	37分	6人	35分	6人	34分	6人	33分
無所属	1人	5分30秒	1人	5分30秒	1人	5分30秒	1人	5分30秒	1人	16分	1人	14分20秒	1人	13分45秒	1人	12分12秒
無所属	1人	5分30秒	1人	5分30秒	1人	5分30秒	1人	5分30秒	1人	16分	1人	14分20秒	1人	13分45秒	1人	12分12秒
無所属			1人	5分30秒	1人	5分30秒	1人	5分30秒			1人	14分20秒	1人	13分45秒	1人	12分12秒
無所属					1人	5分30秒	1人	5分30秒					1人	13分45秒	1人	12分12秒
無所属							1人	5分30秒							1人	12分12秒
合 計	60人	330分	60人	330分	60人	330分	60人	330分	60人	330分	60人	330分	60人	330分	60人	330分

参考（無所属議員が2人の場合）

3人会派：約17分、4人会派：約23分、5人会派：約28分
 2人会派を会派として算出した場合：約11分

参考（無所属議員が2人の場合）

3人会派：約24分、4人会派：約28分、5人会派：約32分
 2人会派を会派として算出した場合：約20分

会派名	努 力 目 標 時 間															
	(案7) 会派割り1／9 会派構成人数割り8／9								(案A) 無所属議員1人10分 残時間を会派構成人数割り							
	無所属 議員2人		無所属 議員3人		無所属 議員4人		無所属 議員5人		無所属 議員2人		無所属 議員3人		無所属 議員4人		無所属 議員5人	
自民党	16人	83分	16人 ⇒15人	83分 ⇒78分	16人 ⇒15人	82分 ⇒77分	16人 ⇒15人	82分 ⇒77分	16人	86分	16人 ⇒15人	84分 ⇒79分	16人 ⇒15人	83分 ⇒78分	16人 ⇒15人	81分 ⇒76分
公明党	13人	69分	13人	68分	13人 ⇒12人	68分 ⇒63分	13人 ⇒12人	67分 ⇒62分	13人	69分30秒	13人	68分	13人 ⇒12人	67分 ⇒62分	13人 ⇒12人	66分 ⇒61分
民主党	13人	69分	13人	68分	13人	68分	13人 ⇒12人	67分 ⇒62分	13人	69分30秒	13人	68分	13人	67分	13人 ⇒12人	66分 ⇒61分
共産党	10人	54分	10人	54分	10人	53分	10人	53分	10人	53分	10人	53分	10人	52分	10人	51分
みんなの党	6人	35分	6人	34分	6人	33分	6人	33分	6人	32分	6人	32分	6人	31分	6人	31分
無所属	1人	10分	1人	9分20秒	1人	9分	1人	8分36秒	1人	10分	1人	10分	1人	10分	1人	10分
無所属	1人	10分	1人	9分20秒	1人	9分	1人	8分36秒	1人	10分	1人	10分	1人	10分	1人	10分
無所属			1人	9分20秒	1人	9分	1人	8分36秒			1人	10分	1人	10分	1人	10分
無所属					1人	9分	1人	8分36秒					1人	10分	1人	10分
無所属							1人	8分36秒							1人	10分
合 計	60人	330分	60人	330分	60人	330分	60人	330分	60人	330分	60人	330分	60人	330分	60人	330分

参考（無所属議員が2人の場合）

3人会派：約20分、4人会派：約25分、5人会派：約30分

2人会派を会派として算出した場合：約15分

参考（無所属議員が2人の場合）

3人会派：約16分、4人会派：約21分、5人会派：約27分

2人会派を会派として算出した場合：約11分

決算審査の委員構成に関する政令指定都市の状況

【議員選出の監査委員の取扱い】

◆議員選出の監査委員を除いて構成…………… 7 市

特別委員会	1 委員会（全議員）		（2 市）	仙台市 川崎市
	1 委員会 分科会方式	2 分科会	（1 市）	新潟市（※一般会計・特別会計）
		3 分科会	（2 市）	神戸市 広島市
		5 分科会（常任委員会と同じ構成員、所管）	（1 市）	福岡市
	複数委員会	3 委員会	（1 市）	岡山市

◆議員選出の監査委員を含めて構成…………… 14 市

特別委員会	1 委員会（一部の議員）		（1 市）	さいたま市
	1 委員会 分科会方式	2 分科会	（1 市）	千葉市
		3 分科会	（2 市）	京都市 北九州市
		5 分科会（常任委員会と同じ構成員、所管）	（1 市）	相模原市
		6 分科会（常任委員会と同じ構成員、所管）	（1 市）	堺市
	複数委員会	2 委員会	（3 市）	札幌市 横浜市 大阪市
常任委員会	各所管常任委員会		（4 市）	静岡市 浜松市 名古屋市 新潟市（※企業会計）
	予算決算委員会	6 分科会（常任委員会と同じ構成員、所管）	（1 市）	熊本市

※ 新潟市は、一般会計・特別会計と企業会計で監査委員の取扱いが異なるため、それぞれ分けて掲載している。

議決算
會
會
期
程
(案)

【平成24年度】

31日間

現行

見直し案

40日間(+9日)

日曜日	本会議 (第1日)	委員会等	摘 要	要
9/3 月		本会議 (第1日)	提案説明等	
4 火				
5 水			(審査中の請願・陳情にかかわる質問の通告 (第1回請願・陳情締切日 午後3時))	
6 木		(議会運営 委員会)	(代表質問発言通告締切日 午後1時)	
7 金				
8 土				
9 日				
10 月				
11 火				
12 水	本会議 (第2日)		代表質問①	
13 木	本会議 (第3日)	正副委員長 議会	代表質問②等、 決算審査特別委員会設置、決算等議案付託	
14 金		決算審査 特別委員会	正副委員長互選、決算等議案説明、分科会設 置	
15 土				
16 日				
17 月	敬老の日			
18 火		(議案研究)		
19 水		(議案研究)	決算審査特別委員会 分科会総括通告締切日 午後1時	
20 木		(議案研究)		
21 金		決算審査 特別委員会	分科会局別審査 (総務分科会)	
22 土	秋分の日			
23 日				
24 月		決算審査 特別委員会	分科会局別審査 (市民分科会、まちづくり分 科会)	
25 火		決算審査 特別委員会	分科会局別審査 (健康福祉分科会、環境分科 会)	
26 水		決算審査 特別委員会	分科会局別審査 (総務分科会)	
27 木		決算審査 特別委員会	分科会局別審査 (市民分科会、まちづくり分 科会)	
28 金		決算審査 特別委員会	分科会局別審査 (健康福祉分科会、環境分科 会)	
29 土		委員会		
30 日		委員会		
10/1 月		(議会運営 委員会)	決算審査特別委員会 総括質疑通告締切日 午後3時	
2 火		議会運営 委員会	(討論発言通告締切日 午後3時) (第2回請願・陳情締切日 午後5時)	
3 水		本会議 (第4日)	委員長報告、討論、採決等	

5 金		委員会		
6 土				
7 日				
8 月	休日の日			
9 火		委員会		
10 水			(討論発言通告締切日 午後3時) (第2回請願・陳情締切日 午後5時)	
11 木	議会運営 委員会	議会運営 委員会		
12 金	本会議 (第4日)	正副委員長 議会	委員長報告、討論、採決等	

43日間(＋12日)					
総括質疑答弁調整 1 日追加					
	日	曜日	本会議 委員会等	構	要
9/3	月	木	本会議 (第1日)	提案説明等	
4	火				
5	水		(審査中の請願・陳情に小中-sizedな質問の通告) (第1回諮問・陳情締切日 午後3時)		
6	木		(議會運営委員会)	(代表質問発言通告締切日 午後1時)	
7	金				
8	土				
9	日				
10	月				
11	火				
12	水		本会議 (第2日)	代表質問①	
13	木		本会議 (第3日)	正副委員長 議決算審査特別委員会設置、決算等議案付托	
14	金			決算審査特別委員長互選、決算等議案説明、分科会設	
15	土				
16	日				
17	月				
18	火			(議案研究)	
19	水			(議案研究)	(決算審査特別委員会 分科会発出通告締切日 午後1時)
20	木			(議案研究)	
21	金			決算審査特別委員会	分科会別審査 (総務分科会)
22	土				
23	日				
24	月			決算審査特別委員会	分科会別審査 (市民分科会、まちづくり分
25	火			決算審査特別委員会	分科会別審査 (健康福祉分科会、環境分科
26	水			決算審査特別委員会	分科会別審査 (総務分科会)
27	木			決算審査特別委員会	分科会別審査 (市民分科会、まちづくり分
28	金			決算審査特別委員会	分科会別審査 (健康福祉分科会、環境分科
29	土				
30	日				
10/1	月			(決算審査特別委員会 総括質疑発言通告締切日 午後1時)	
2	火			(議案研究)	
3	水			(議案研究)	
4	木			(議案研究)	
5	金			決算審査特別委員会	分科会報告、総括質疑、採決
6	土				[第1日追加]
7	日				
8	月			体育の日	
9	火			委員会	
10	水			委員会	
11	木			議會運営委員会	(討論發言通告締切日 午後3時) (第2回諮問・陳情締切日 午後5時)
12	金				
13	土				
14	日				
15	月		本会議 (第4日)	正副委員長 委員長報告、討論、採決等	

40日間(+9日)			
総括質疑答弁調整 1 日追加 (議案研究日 2 日に変更)			
日	曜日	本会議 (第 1 日)	要 要
9/3	月	本会議 (第 1 日)	提案説明等
4	火		
5	水		(審査中の請願・陳情にかかわる質問の通告) (第 1 回請願・陳情締切日 午後 3 時)
6	木	(議会運営委員会)	(代表質問発言通告締切日 午後 1 時)
7	金		
8	土		
9	日		
10	月		
11	火		
12	水	本会議 (第 2 日)	代表質問①
13	木	本会議 (第 3 日)	代表質問②等、 決算審査特別委員会設置、決算等議案付託
14	金	決算審査特別委員会	正副委員長互選、決算等議案説明、分科会設
15	土		
16	日		
17	月	敬老の日	
18	火		(決算審査特別委員会 分科会発言通告締切日 午後 1 時)
19	水		――〔議案研究日 2 日に変更〕――
20	木	決算審査特別委員会 (議案研究)	分科会別別審査 (総務分科会)
21	金	決算審査特別委員会 (議案研究)	分科会別別審査 (市民分科会、まちづくり分科会)
22	土	秋分の日	
23	日		
24	月	決算審査特別委員会 (議案研究)	分科会別別審査 (健康福祉分科会、環境分科会)
25	火	決算審査特別委員会 (議案研究)	分科会別別審査 (総務分科会)
26	水	決算審査特別委員会 (議案研究)	分科会別別審査 (市民分科会、まちづくり分科会)
27	木	決算審査特別委員会 (議案研究)	分科会別別審査 (健康福祉分科会、環境分科会)
28	金		(決算審査特別委員会 総括質疑発言通告締切日 午後 1 時)
29	土		
30	日		
10/1	月		
2	火	(議案研究)	
3	水	(議案研究)	
4	木	(議案研究)	――〔第 1 日追加〕――
5	金	決算審査特別委員会	分科会報告、総括質疑、採決
6	土		
7	日		
8	月	体育の日	
9	火		
10	水		(討論発言通告締切日 午後 3 時) (第 2 回請願・陳情締切日 午後 5 時)
11	木	議会運営委員会	委員長報告、討論、採決等
12	金	本会議 (第 4 日)	正副委員長